

審 査 基 準 整 理 票

処分名	支給停止者に関する特別児童扶養手当証書の再交付		
根拠法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則 (昭和39年厚生省令 第38号)	(条項) 第 2 6 条の 2 で準用 する第 2 1 条第 1 項	
基準法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和39 年法律第134号)	(条項) 法第 6 条から第 8 条 まで	
所管部署	福祉部 障害福祉課 認定審査係		
標準処理期間	3 0 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・ 文書の名称 【 ・ 掲載図書等【 ・ 内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>支給停止者に関する証書の再交付は、特別児童扶養手当などの支給に関する法律第 6 条から第 8 条までの支給停止にかかる要件に該当しなくなった場合に、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第 2 6 条の 2 において準用される同規則第 2 1 条の規定に基づき行うものとする。</p>			

参考

【根拠法令】

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則
(準用)

第二十六条の二 第十六条、第十九条から第二十一条まで及び第二十四条から前条までの規定は、支給停止者に関する請求書、届書、申請書、通知書及び特別児童扶養手当証書について準用する。

【基準法令】

特別児童扶養手当等の支給に関する法律
(支給の制限)

(第六条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第三条第一項に規定する者で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第七条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第八条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。